厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1.入院基本料に関する事項

急性期一般入院料2では、1日に 15 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 4 人以内です。
・夕方 16 時 30 分～翌日朝 8 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 14 人以内です。

障害者施設等入院基本料2では、1日に 14 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 5 人以内です。
・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 14 人以内です。

療養病棟入院料1では、1日に 7 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に 8 名以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 7 人以内です。
　看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 6 人以内です。
・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 40 人以内です。
　看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 40 人以内です。

回復期リハビリテーション病棟入院料3では1日に 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に 5 名以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 5 人以内です。
　看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。
・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで
　看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 32 人以内です。
　看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 32 人以内です。

2026 年 4 月 1 日現在